

1. 指針に基づくがん検診の実施

[令和4年2月3日付け青が生第1693号通知]

- ① 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、指定されたがん検診の方法を、指定された対象年齢と検診間隔で実施すること。

2. がん検診の実施体制（市町村）

（1）検診対象者の情報管理・受診勧奨

- ① 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。
- ② 複数年にわたりがん検診を受けていない者を把握し、積極的に受診勧奨を行うこと。
- ③ がん検診の未受診者に対して、当該年度内に個別の受診再勧奨を行うこと。
- ④ 喫煙者等のハイリスク群の受診に繋がるような方法を検討すること。

（2）受診者の情報管理

- ① 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。

（3）受診者への説明及び要精検者への説明

- ① 対象者に対して、受診勧奨時にがん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず精密検査を受診することが必要であることを認識させる取組（広報、リーフレット等）を行うこと。（※1）
- ② 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示すること。

（4）精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- ① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善を図ること。（※1）
- ② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。（※1）
- ③ 精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。

（5）検診機関の質の担保

- ① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。（※1）
- ② 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと。

（6）プロセス指標の集計

- ① 要精検率、がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別（集団と個別に分けるだけではなく個々の検診機関別に行う）、検診受診歴別に集計すること。

（※1）…市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましい事項。

3. がん検診の実施体制（集団検診機関）

- ① チェックリスト調査項目のうちで、現在実施されていない項目について改善を図ること。